

公益目的事業に充てる「寄附金」のお願い



1 寄附金を募っています

東山納税協会は、平成 23 年 4 月に公益社団法人として衣替えしました。

公益法人として地元企業及び地域社会の発展に貢献するため、公益目的事業の更なる拡大が求められております。

この公益目的事業の運営資金として、役員・会員はもとより広く一般の方々にも寄附金をお願いするものであります。

昨今の厳しい経済事情の折から誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解の上ご賛同をいただきたくお願い申し上げます。

なお、お預かりした寄付金は、公益の増進のための事業を一層推進するため、その全てを公益目的事業に充てる所存であることを申し添えます。

2 寄附金の振込先はこちらです

寄附金額：一口 5, 000 円（口数の上限はありません。）

振込口座名：「公益社団法人 東山納税協会」

- ・ゆうちょ銀行 「No.0 1 0 5 0 = 7 = 4 1 0 8 6」
- ・京都中央信用金庫東五条支店「普通預金 No.0 5 5 2 6 3 6」

3 税制上の優遇措置があります

法人会員の寄附は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入限度額が設けられています。

個人会員の寄附は、所得控除が適用されます。

後日お届けする受領証は税務申告の証拠書類となりますので、大切に保存して下さい。